

第6	地方譲与税 交付金 税外収入
-----------	-------------------------------

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額	74
2. 所得譲与税	76
3. 特別とん譲与税	76
4. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税	77
5. 石油ガス譲与税	77
6. 自動車重量譲与税	78
7. 航空機燃料譲与税	78
8. 利子割交付金	79
9. 配当割交付金	79
10. 株式等譲渡所得割交付金	80
11. 地方消費税交付金	80
12. ゴルフ場利用税交付金	81
13. 特別地方消費税交付金	81
14. 自動車取得税交付金	82
15. 軽油引取税交付金	82
16. 国有提供施設等所在市助成交付金	83
17. 県民税徴収事務費委託金	83
18. 市税延滞金及び加算金	84

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%
合 計	45,123,100	112.2	36,717,531	81.4	34,410,313	93.7
所得譲与税	7,757,187	164.4		皆減		
特別とん譲与税	169,406	151.8	101,925	60.2	124,556	122.2
地方揮発油譲与税						
地方道路譲与税	1,776,761	101.0	1,805,740	101.6	1,650,626	91.4
石油ガス譲与税	128,536	98.7	128,923	100.3	122,036	94.7
自動車重量譲与税	2,569,814	98.7	2,548,947	99.2	2,491,540	97.7
航空機燃料譲与税	2,778,417	107.5	2,497,932	89.9	2,404,581	96.3
地方譲与税計	15,180,121	127.5	7,083,467	46.7	6,793,339	95.9
利子割交付金	773,728	71.4	1,022,613	132.2	1,018,453	99.6
配当割交付金	717,302	145.1	811,759	113.2	283,795	35.0
株式等譲渡所得割交付金	558,112	87.5	532,219	95.4	112,135	21.1
地方消費税交付金	15,982,885	108.3	15,937,432	99.7	15,124,444	94.9
ゴルフ場利用税交付金	49,473	96.2	53,899	108.9	50,904	94.4
特別地方消費税交付金	899	324.5	438	48.7	0	皆減
自動車取得税交付金	2,782,729	103.5	2,592,749	93.2	2,176,821	84.0
軽油引取税交付金	6,394,114	104.5	5,649,914	88.4	5,134,062	90.9
国有提供施設等 所在市助成交付金	33,977	90.6	34,172	100.6	33,175	97.1
交 付 金 計	27,293,219	105.5	26,635,195	97.6	23,933,789	89.9
税務証明等手数料	75,758	103.4	75,705	99.9	78,947	104.3
県民税徴収事務費委託金	2,070,130	108.5	2,429,068	117.3	3,096,831	127.5
市税延滞金及び加算金	374,360	113.7	359,526	96.0	340,969	94.8
その他の関連歳入	129,512	97.5	134,570	103.9	166,438	123.7

平成 21 年 度					平成 22 年 度	
当初予算額	補 正	最終予算額	決 算 額	前年比	当初予算額	前年比
千円	千円	千円	千円	%	千円	%
34,167,393	△ 257,285	33,910,108	33,682,540	97.9	33,191,420	97.1
124,000	—	124,000	105,877	85.0	87,000	70.2
1,051,000	—	1,051,000	1,004,376	皆増	1,615,000	153.7
624,000	—	624,000	689,680	41.8	0	皆減
126,000	—	126,000	115,038	94.3	115,000	91.3
2,270,000	—	2,270,000	2,249,393	90.3	2,125,000	93.6
2,549,000	—	2,549,000	2,702,095	112.4	2,635,000	103.4
6,744,000	—	6,744,000	6,866,459	101.1	6,577,000	97.5
1,124,000	△ 274,405	849,595	848,174	83.3	1,087,000	96.7
300,000	—	300,000	245,664	86.6	216,000	72.0
118,000	—	118,000	137,523	122.6	85,000	72.0
16,164,000	△ 109,777	16,054,223	16,096,231	106.4	15,349,000	95.0
50,000	—	50,000	49,967	98.2	49,000	98.0
100	—	100	0	—	100	100.0
1,582,000	—	1,582,000	1,467,037	67.4	1,445,000	91.3
5,047,000	178,691	5,225,691	5,131,104	99.9	5,597,000	110.9
33,000	—	33,000	30,622	92.3	32,000	97.0
24,418,100	△ 205,491	24,212,609	24,006,322	100.3	23,860,100	97.7
76,511	—	76,511	78,279	99.2	83,886	109.6
2,314,000	—	2,314,000	2,311,117	74.6	2,211,000	95.5
452,146	—	452,146	311,526	91.4	451,358	99.8
162,636	△ 51,794	110,842	108,837	65.4	8,076	5.0

2. 所得譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]
都道府県 及び 市町村 [国]	1. 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、所得税の一部を用途を制限しない一般財源として地方へ譲与する。	9月及び3月 それぞれ2分の1 [制限なし]

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	4,717,438	7,757,187	—	—	—

(注) 平成16年度から平成18年度までの暫定措置。税源移譲の実施に伴い、平成19年度より所得譲与税は廃止。

3. 特別とん譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]									
開港所在 市町村 [国]	<p>1. とん税及び特別とん税は、外国貿易船の純トン数(端数切り上げ)を課税標準とし、純トン数1トンまでごとに次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 開港への入港ごとに納付する場合</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 外国貿易船…外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。</p> <p>2. とん税及び特別とん税はあわせて納付するものとし、当該納付額の36分の16をとん税とし、36分の20を特別とん税とする。</p> <p>3. 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。</p>	区分	とん税	特別とん税	(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円	(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円	<p>9月：前年度3月～8月 特別とん税収入分</p> <p>3月：9月～2月 特別とん税収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区分	とん税	特別とん税									
(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円									
(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円									

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	トン	トン	トン	トン	トン
純トン数	3,529,251	4,791,298	3,583,444	3,590,841	3,458,160
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	111,631	169,406	101,925	124,556	105,877

4. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]						
都道府県 指定市 及び 市町村 [国]	<p>1. 揮発油税及び地方揮発油税は、次の税率により課税するものとし、両税をあわせて納付するものとする。 (H5.12.1～H20.3.31)(H20.5.1～H30.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>揮発油税</th> <th>地方揮発油税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油1キロリットルにつき</td> <td>48,600円</td> <td>5,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の収入額に相当する額とし、都道府県、指定市及び市町村に対して譲与する。</p> <p>3. 都道府県及び指定市に対し、地方揮発油譲与税の58%(平成14年度までは43%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p> <p>4. 市町村に対し、地方揮発油譲与税の42%(平成14年度までは57%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分	揮発油税	地方揮発油税	揮発油1キロリットルにつき	48,600円	5,200円	<p>6月：前年度3月～5月 収入分</p> <p>11月：6月～10月収入分</p> <p>3月：11月～2月収入分</p> <p>[制限なし] ※地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	揮発油税	地方揮発油税						
揮発油1キロリットルにつき	48,600円	5,200円						

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
地方揮発油譲与税 決 算 額	—	—	—	—	1,004,376
地方道路譲与税 決 算 額	1,759,341	1,776,761	1,805,740	1,650,626	689,680

(注) 平成21年度から地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改正。

5. 石油ガス譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]				
都道府県 及び 指定市 [国]	<p>1. 石油ガス税は、自動車の容器に充てんされる石油ガスに対し、次の税率により課税するものとする。 (S45.1.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油ガス1キログラムにつき</td> <td>17円50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 石油ガス譲与税は、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額とし、都道府県及び指定市に対して譲与する。</p> <p>3. 石油ガス譲与税の2分の1の額を区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	石油ガス1キログラムにつき	17円50銭	<p>6月：前年度3月～5月 収入分</p> <p>11月：6月～10月収入分</p> <p>3月：11月～2月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
石油ガス1キログラムにつき	17円50銭					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	130,172	128,536	128,923	122,036	115,038

6. 自動車重量譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]																																								
市町村 [国]	<p>1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。 (S51.5.1～H30.4.30) ※ 車検が2年又は3年のものについては、1年に換算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車</td> <td>自重0.5t毎</td> <td>年</td> <td>5,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重1t毎</td> <td>年</td> <td>5,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>中小型トラック</td> <td>総重1t毎</td> <td>年</td> <td>5,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車(250CC超)</td> <td>1両につき</td> <td>年</td> <td>2,200円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検有り)</td> <td>1両につき</td> <td>車検時</td> <td>3,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検無し)</td> <td>1両につき</td> <td>届出時</td> <td>11,300円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>二輪の軽自(125cc～250cc)</td> <td>1両につき</td> <td>届出時</td> <td>5,500円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の407(平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、市町村に対して譲与する。</p> <p>3. 自動車重量譲与税の2分の1の額を区域内の市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分			自家用	営業用	乗用自動車	自重0.5t毎	年	5,000円	2,700円	バス・トラック	総重1t毎	年	5,000円	2,700円	中小型トラック	総重1t毎	年	5,000円	2,700円	小型二輪車(250CC超)	1両につき	年	2,200円	1,600円	軽自動車(車検有り)	1両につき	車検時	3,800円	2,700円	軽自動車(車検無し)	1両につき	届出時	11,300円	8,100円	二輪の軽自(125cc～250cc)	1両につき	届出時	5,500円	4,300円	<p>6月：前年度2月～4月 収入分</p> <p>11月：5月～9月収入分</p> <p>3月：10月～1月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分			自家用	営業用																																						
乗用自動車	自重0.5t毎	年	5,000円	2,700円																																						
バス・トラック	総重1t毎	年	5,000円	2,700円																																						
中小型トラック	総重1t毎	年	5,000円	2,700円																																						
小型二輪車(250CC超)	1両につき	年	2,200円	1,600円																																						
軽自動車(車検有り)	1両につき	車検時	3,800円	2,700円																																						
軽自動車(車検無し)	1両につき	届出時	11,300円	8,100円																																						
二輪の軽自(125cc～250cc)	1両につき	届出時	5,500円	4,300円																																						

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,603,510	2,569,814	2,548,947	2,491,540	2,249,393

7. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]				
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県 [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。 (S54.4.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき</td> <td>26,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、3分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の3分の2の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、3分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の3分の2の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき	26,000円	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[空港とその周辺の整備及び空港対策に関する費用に充てる]</p>
区 分	税 率					
航空機燃料1キロリットルにつき	26,000円					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,584,846	2,778,417	2,497,932	2,404,581	2,702,095

(注) 平成9年度、平成11年度及び平成14年度の税制改正により、平成19年3月31日までの間の沖縄路線航空機に係る税率は13,000円とされた。

8. 利子割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県民税利子割は、次の税率により課税するものとする。 (S63.4.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき利子等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 当該都道府県に納付された利子割額から、法人の都道府県民税の法人税割額から控除される額等を控除し、他の都道府県との精算を行った額に、99%(平成18年度までは95%)を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、利子割交付金の交付総額とする。</p> <p>3. 都道府県は、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の都道府県民税の額の割合であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき利子等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき利子等の額に対し	5%					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	1,083,277	773,728	1,022,613	1,018,453	848,174

9. 配当割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県民税配当割は、次の税率により課税するものとする。 (H16.1.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき特定配当等の額に対し (ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき特定配当等に係る配当割の税率は、3%)</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 課税対象は、一定の株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等。</p> <p>3. 都道府県は、納入された配当割の99%(平成18年度までは95%)を乗じて得た額の5分の3(平成18年度までは3分の2)に相当する額を市町村に交付する。</p> <p>4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の都道府県民税(均等割及び所得割)の額にあん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき特定配当等の額に対し (ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき特定配当等に係る配当割の税率は、3%)	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき特定配当等の額に対し (ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき特定配当等に係る配当割の税率は、3%)	5%					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	494,374	717,302	811,759	283,795	245,664

10. 株式等譲渡所得割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県民税株式等譲渡所得割は、次の税率により課税するものとする。 (H16.1.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し (ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に 生じた特定株式等譲渡所得金額については、3%)</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 課税対象は、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡等により当該源泉徴収 選択口座に係る年初からの通算所得金額が増加した場合におけるその増加した 金額。</p> <p>3. 都道府県は、納入された株式等譲渡所得割の99%(平成18年度までは95%) を乗じて得た額の5分の3(平成18年度までは3分の2)に相当する額を市町村に 交付する。</p> <p>4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の都道府県民税(均等割及び所得 割)の額にあん分して交付する。</p>	区 分	税 率	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し (ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に 生じた特定株式等譲渡所得金額については、3%)	5%	<p>3月：前年度3月～2月 収入分</p> <p>(※平成18年度まで)</p> <p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月 収入分</p> <p>3月：12月～2月 収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し (ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に 生じた特定株式等譲渡所得金額については、3%)	5%					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決 算 額	千円 637,623	千円 558,112	千円 532,219	千円 112,135	千円 137,523

11. 地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 地方消費税は、次の税率により課税するものとする。 (H9.4.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税額(国税)に対し</td> <td>100分の25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税(国税)の税率は、課税資産の譲渡等の対価の額に対し4%であり、 地方消費税の税率は消費税率に換算して1%相当となる。よって、消費税と 地方消費税をあわせた税率は5%となる。</p> <p>2. 地方消費税は消費税とあわせて納付するものとし、国に納付された地方消 費税は、納付があった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込まれる。</p> <p>3. 各都道府県に払い込まれた地方消費税の合算額から、国に支払った徴収取 扱費を減額した額を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、 都道府県間で精算する。</p> <p>4. 地方消費税交付金は、都道府県が精算後の地方消費税の収入額の2分の 1に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を国勢調査による人口で、他の 2分の1の額を事業所統計による従業者数であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	消費税額(国税)に対し	100分の25	<p>6月：前年度2月～4月 収入分</p> <p>9月：5月～7月収入分</p> <p>12月：8月～10月収入分</p> <p>3月：11月～1月収入分</p> <p>[制限なし]</p> <p>(平成9年度交付の特例)</p> <p>12月：6月～10月収入分</p> <p>3月：11月～1月収入分</p> <p><交付期限は各交付月 の10日まで></p>
区 分	税 率					
消費税額(国税)に対し	100分の25					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決 算 額	千円 14,757,845	千円 15,982,885	千円 15,937,432	千円 15,124,444	千円 16,096,231

12. ゴルフ場利用税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
ゴルフ場所在 市町村 [都道府県]	<p>1. ゴルフ場利用税は、次の税率により課税するものとする。 (H元.4.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ゴルフ場の規模や料金などにより、数段階の税率区分を設けることとされており、福岡県においては、11級(200円)から1級(1,200円)までの11段階に分かれている。</p> <p>※ 障がい者、18歳未満の者及び70歳以上の者、国民体育大会に参加する選手並びに18歳以上の者であって高等学校・大学等の学生等(授業又は課外活動としての利用等に限り)については非課税である。</p> <p>また、早朝利用等でその利用料金が通常の利用料金に比較して著しく低い場合などには、そのゴルフ場に係る税率の2分の1となる場合がある。</p> <p>2. ゴルフ場利用税交付金は、都道府県が、当該都道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該都道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。</p>	区 分	標準税率	制限税率	1人1日	800円	1,200円	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	標準税率	制限税率						
1人1日	800円	1,200円						

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	51,444	49,473	53,899	50,904	49,967

13. 特別地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]									
市町村 [都道府県]	<p>1. 特別地方消費税は、料理店、バー、旅館などでの飲食、遊興、宿泊、休憩、その他の利用行為に対する料金を課税標準とし、次の税率により課税するものとする。</p> <p>・税率(H元.4.1～) ・免税点(H 3.7.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食、遊興など:1人1回の料金に対し</td> <td>3%</td> <td>7,500円以下</td> </tr> <tr> <td>旅館等での宿泊:1人1泊の料金に対し</td> <td>3%</td> <td>15,000円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特別地方消費税交付金は、都道府県が、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村に所在する料理店、バー、旅館等に係る特別地方消費税の収入額の2分の1に相当する額を交付する。</p> <p>なお、当該交付すべき額が10万円に満たないこととなる市町村があるときは、当該交付すべき額を交付しない。</p>	区 分	税 率	免 税 点	飲食、遊興など:1人1回の料金に対し	3%	7,500円以下	旅館等での宿泊:1人1泊の料金に対し	3%	15,000円以下	<p>3月：前年度3月～2月 収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率	免 税 点									
飲食、遊興など:1人1回の料金に対し	3%	7,500円以下									
旅館等での宿泊:1人1泊の料金に対し	3%	15,000円以下									

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	277	899	438	—	—

- (注) 1. 特別地方消費税は、昭和63年度までは「料理飲食等消費税」。
2. 特別地方消費税交付金は、平成3年7月1日より施行。
3. 平成8年度までは、特別地方消費税の収入額の5分の1に相当する額を交付。
4. 平成9年度の税制改正により、特別地方消費税は平成12年4月1日より廃止。

14. 自動車取得税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市 [都道府県]	<p>1. 自動車取得税は、次の税率により課税するものとする ・税率(S51.4.1～H20.3.31)(H20.5.1～H30.3.31)・免税点(H2.4.1～H30.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td> <td>5%</td> <td>50万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、営業用及び軽自動車については、税率3%。</p> <p>2. 自動車取得税交付金は、都道府県が、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p> <p>3. 指定市を包括する都道府県は、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の3に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	免 税 点	自動車の取得価格に対し	5%	50万円以下	<p>8月：前年度3月收入分 －同月收入見込額 ＋4月～7月收入分</p> <p>12月：8月～11月收入分</p> <p>3月：12月～2月收入分 ＋3月收入見込額</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率	免 税 点						
自動車の取得価格に対し	5%	50万円以下						

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	2,689,516	2,782,729	2,592,749	2,176,821	1,467,037

(注) 平成21年度は、自動車取得税交付金と旧法による自動車取得税交付金の合算額。

15. 軽油引取税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
指定市 [都道府県]	<p>1. 軽油引取税は、自動車等の内燃機関の燃料として使用される軽油に対し、次の税率により課税するものとする。 (H5.12.1～H20.3.31)(H20.5.1～H30.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油1キロリットルにつき</td> <td>32,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 軽油引取税交付金は、指定市を包括する都道府県が、軽油引取税の収入額に10分の9を乗じて得た額を指定市に対し、当該指定市の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	軽油1キロリットルにつき	32,100円	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月收入分</p> <p>3月：12月～2月收入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
軽油1キロリットルにつき	32,100円					

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	6,118,198	6,394,114	5,649,914	5,134,062	5,131,104

(注) 平成21年度は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。

16. 国有提供施設等所在市助成交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
施設等所在 市町村 [国]	<p>1. 国有提供施設等所在市助成交付金(基地交付金) アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該固定資産の価格及び当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。</p> <p>2. 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金) アメリカ合衆国軍隊が合衆国の資金により基地内に建設し設置した建物及び工作物が所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該米軍資産の価格及び税財政上の影響その他当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。</p> <p>3. 算定期日 当該年の3月31日</p>	<p>12月31日</p> <p>[制限なし]</p>

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	37,486	33,977	34,172	33,175	30,622

17. 県民税徴収事務費委託金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県は、市町村が個人の都道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、次の各号に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として市町村に対して交付する。</p> <p>(1) 納税義務者数割 ＝個人の都道府県民税に係る納税義務者数(当該年度課税分)に3,000円(平成19・20年度は4,000円、平成21・22年度は3,300円)を乗じて得た金額。</p> <p>(2) 金額割 ＝平成18年度以前課税分の個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該都道府県に払い込まれた金額に7%を乗じて得た金額。</p> <p>(3) その他 ＝市町村が徴収した個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金を市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額、及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する金額。また、配当割、株式等譲渡所得割控除によって控除することができなかった金額を、市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額。</p>	<p>(報告があった日から30日以内に交付)</p> <p>7月:3月收入(4月払込) ～5月收入(6月払込)分</p> <p>10月:6月收入(7月払込) ～8月收入(9月払込)分</p> <p>1月:9月收入(10月払込) ～11月收入(12月払込)分</p> <p>3月:12月收入(1月払込) ～2月收入(3月払込)分</p>

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	1,907,732	2,070,130	2,429,068	3,096,831	2,311,117

18. 市税延滞金及び加算金

制 度 の 概 要

1. 市税延滞金・・・納税者等は、納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（上限年7.3パーセント））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2. 加算金（各加算金は、他の加算金と併課されない。）

・過少申告加算金・・・申告期限までに提出のあった申告を更正又は修正申告した場合

率＝増加した税額に対して10%（増加した税額のうち、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の税額に対しては、さらに5%）

・不申告加算金・・・①期限後申告又は決定、②期限後申告後の修正申告又は更正、③決定後の修正申告又は更正

率＝当該税額に対して15%

・重加算金・・・納税者等が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいして申告等をした場合

率＝過少申告等の場合、過少申告加算金に代えて増加した税額に対して35%

＝不申告等の場合、不申告加算金に代えて当該税額に対して40%

※ 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

※ 延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	329,147	374,360	359,526	340,969	311,526